

Ⅳ 「法人税申告書の記載の手引」に準じて記載するもの

次に掲げる明細書の記載に当たっては、「平成17年版 法人税申告書記載の手引」に準じて行ってください。

なお、各明細書の用途及び留意点等は、それぞれ次に掲げるとおりです。

別表二 「同族会社の判定に関する明細書」

1 用 途

連結親法人が法第2条第10号《同族会社の意義》に規定する同族会社に該当するかどうか及び第81条の13《連結同族会社の特別税率》の規定の適用がある同族会社に該当するかどうかを判定するために使用します。

したがって、連結親法人のみについてこの明細書を作成することとなります。

2 留意点等

この明細書による判定は、その連結事業年度終了の日の現況により行います。

別表十一（一） 「個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書」

1 用 途

法第81条の3第1項《個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入》の規定により同項の個別益金額又は個別損金額を計算する場合の法第52条第1項《個別評価金銭債権に係る貸倒引当金》の規定の適用を受ける場合に使用します。

2 留意点等

この明細書は、適用を受ける各連結法人ごとに作成し、「法人名」の欄に連結親法人の法人名を記載するとともに、かつこの中に適用を受ける連結法人の法人名を記載します。

別表十一（一の二） 「一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書」

1 用 途

法第81条の3第1項の規定により同項の個別益金額又は個別損金額を計算する場合の法第52条第2項《一括評価金銭債権に係る貸倒引当金》の規定の適用を受ける場合に使用します。

2 留意点等

この明細書は、適用を受ける各連結法人ごとに作成し、「法人名」の欄に連結親法人の法人名を記載するとともに、かつこの中に適用を受ける連結法人の法人名を記載します。

別表十一（三） 「退職給与引当金の益金算入に関する明細書」

1 用 途

平成14年7月改正法附則第8条（第1項を除きます。）《退職給与引当金に関する経過措置》の規定により退職給与引当金勘定の金額の取崩額等の計算を行う場合に使用します。

2 留意点等

この明細書は、適用を受ける各連結法人ごとに作成し、「法人名」の欄に連結親法人の法人名を記載するとともに、かつこの中に適用を受ける連結法人の法人名を記載します。

別表十六（一） 「定額法又はリース期間定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」

1 用 途

(1) 減価償却資産について定額法又はリース期間定額法により償却額を計算する場合に使用します。

(注) リース期間定額法は、平成10年10月1日以後に締結するリース取引に係る契約の目的とされている減価償却資産について適用されます。

(2) 措置法又は震災特例法による特別償却を行うものについても、この明細書によります。この場合、所定の証明書等が必要とされます。

(3) 減価償却に関する明細書の提出について、この明細書に代えて法第81条の3第1項の規定により同項の個別益金額又は個別損金額を計算する場合の令第63条第2項《減価償却に関する明細書の添付》の規定による合計表を添付する場合にもこの表の書式により記載します。

(注) 特別償却の対象になった減価償却資産については、措置法第68条の30《経営基盤強化計画を実施する特定中小企業者の機械等の割増償却》及び第68条の31第1項《障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等》の規定の適用を受けるものを除き、合計表によることはできませんので、御注意ください。

(4) 取得価額が30万円未満である資産について、措置法第68条の103の3《中小連結法人等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例》の規定の適用を受ける場合には、この表の「備考」欄に次の事項を記載して提出することにより少額減価償却資産の取得価額に関する明細書の連結確定申告書等への添付に代えることができます。

(注) 別途、当該少額減価償却資産の明細を保管しておく必要があります。

① 取得価額30万円未満の減価償却資産について措置法第68条の103の3を適用していること。

② 適用した減価償却資産の取得価額の合計額は、〇〇〇円であること。

③ 適用した減価償却資産の明細は、別途保管していること。

(注) 例えば、「取得価額30万円未満の減価償却資産について措置法68の103の3の規定を適用している。また、適用した減価償却資産の取得価額の合計額は〇〇〇円であり、その明細は別途保管している。」などのように記載します。

2 留意点等

この明細書は、適用を受ける各連結法人ごとに作成し、「法人名」の欄に連結親法人の法人名を記載するとともに、かつこの中に適用を受ける連結法人の法人名を記載します。

なお、1(3)の合計表を添付する場合にあつては、「構造2」から「事業の用に供した年月4」まで、「残存価額又は見積残存価額8」から「引当金等の期中取崩額11」まで、「耐用年数14」、「償却率15」、「翌期への繰越額の内訳」の「38」及び「39」の各欄の記載は必要ありません。

別表十六（二） 「定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」

1 用 途

(1) 連結法人が減価償却資産について定率法により償却額を計算する場合に使用します。

(2) 別表十六(一)の1(2)及び(3)と同様です。

2 留意点等

この明細書は、適用を受ける各連結法人ごとに作成し、「法人名」の欄に連結親法人の法人名を記載するとともに、かつこの中に適用を受ける連結法人の法人名を記載します。

別表十六（五） 「繰延資産の償却額の計算に関する明細書」

1 用 途

(1) 均等償却を行う繰延資産の償却額の計算に関する明細書

法第81条の3第1項の規定により同項の個別益金額又は個別損金額を計算する場合の令第64条第1項第2号《繰延資産の償却限度額》の規定により均等償却を行うこととされている繰延資産について、当期の償却費として損金経理をした金額がある場合に使用します。

(2) 一時償却が認められる繰延資産の償却額の計算に関する明細書

法第81条の3第1項の規定により同項の個別益金額又は個別損金額を計算する場合の令第64条第1項第1号《創業費等の償却》又は平成17年改正前の措置法第68条の39《鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却》の規定により一時に償却ができるものとされている繰延資産について、当期の償却費として損金経理をした金額がある場合に使用します。

2 留意点等

この明細書は、適用を受ける各連結法人ごとに作成し、「法人名」の欄に連結親法人の法人名を記載するとともに、かつこの中に適用を受ける連結法人の法人名を記載します。

なお、1(1)の場合に繰延資産の償却に関する明細書の提出について、法第81条の3第1項の規定により同項の個別益金額又は個別損金額を計算する場合の令第67条第2項《繰延資産の償却に関する明細書の添付》の規定を受けて、明細書の代わりに同項に規定する合計額を記載した書類による場合にも、この明細書の書式により記載しますが、その記載に当たっては、「支出した年月2」、「償却期間の月数4」及び「当期の期間のうちに含まれる償却期間の月数5」の各欄の記載は必要ありません。

別表十六（六） 「一括償却資産の損金算入に関する明細書」

1 用 途

法第81条の3第1項の規定により同項の個別益金額又は個別損金額を計算する場合の令第133条の2《一括償却資産の損金算入》の規定により損金算入額等の計算を行うときに使用します。

2 留意点等

この明細書は、適用を受ける各連結法人ごとに作成し、「法人名」の欄に連結親法人の法人名を記載するとともに、かつこの中に適用を受ける連結法人の法人名を記載します。

別表十六（七） 「特別償却準備金の損金算入に関する明細書」

1 用 途

措置法第68条の41《準備金方式による特別償却》、平成13年改正前の措置法第52条の3《準備金方式による特別償却》又は平成13年改正法附則第20条《準備金方式による特別償却に関する経過措置》（震災特例法第26条の2第5項又は第26条の3第4項の規定によりみなして適用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合に使用します。

2 留意点等

この明細書は、適用を受ける各連結法人ごとに作成し、「法人名」の欄に連結親法人の法人名を記載するとともに、かつこの中に適用を受ける連結法人の法人名を記載します。

なお、この明細書を記載する場合には、その記載に先立って別表十六(一)から別表十六(四)までの記載をし、特別償却限度額を計算する必要があります。